

令和8年度高等学校5年経験者研修 実施計画

宮城県教育委員会

1 目的

これまでの教職経験を踏まえ、教科指導（ICT活用を含む）や生徒指導などの指導力の向上を図るとともに、幅広い識見を高め、教育者としての使命感を確立する。

2 主催

宮城県教育委員会

3 対象

(1) 研修対象者は次のとおりとする。

- ① 本県の高等学校（中等教育学校後期課程を含む）及び特別支援学校高等部の教諭のうち、令和8年4月1日現在において、在職期間が5年経過6年目の者（悉皆研修）。
- ② 過年度未受講者（ただし、過年度の一部研修のみ未受講の場合は、その研修のみが今年度の受講対象となる）。

(2) 在職期間については、次のとおりとする。

- ① 本県又は他県において、国立学校、公立学校又は私立学校である小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭として在職した期間を通算した期間を在職期間とする。ただし、1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。
- ② 産前・産後休暇、病気休暇、育児短時間勤務期間、大学院修学休業期間は、在職期間に通算する。
- ③ 指導主事、社会教育主事等として、教育委員会等において、学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間は、在職期間に通算する。
- ④ 臨時的に任用された期間は、在職期間に通算しない。
- ⑤ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上ある場合は、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
 - ア 休職等又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 育児休業をした期間
 - ウ 配偶者同行休業等をした期間
 - エ 職員団体の役員として専ら従事した期間

(3) 次の者は対象者から除く。

- ① 臨時的に任用された者
- ② 他の任命権者が実施する高等学校5年経験者研修に相当する研修を受けた者

〈在職期間の計算（例）〉

例1 受講対象

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
採用後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
在職年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
※他県で5年研に相当する研修を受講している場合、受講対象外となる。						受講対象

例2 受講対象（除算期間なし）

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8			
採用後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目			
在職年数	1年	2年	休職	3年	4年	病休	5年	休職	6年
※休職を含め3回の休みはあるが、年度全体の休みではないため、除算なしとなる。									受講対象

例3 受講対象外（除算期間あり）

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
採用後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
在職年数	1年	2年	産休 3年	育休19か月 (4か月+12か月+3か月)	4年	5年
						R 9以降受講対象

産休期間は除算しない。

R 5年度の4か月とR 7年度の3か月の育休期間はそれぞれ1年未満なので除算しない。

4 内容

(1) 総合教育センターが行う研修（3日）

No	種別・期日	研修内容	会場
1	教科外研修 令和8年7月3日（金）	講義「学校組織としての指導力につながる教師の学び」 講義・演習「生徒指導問題の理解と対応」 協議「生徒指導における課題解決に向けた自身の役割」	総合教育センター
2	教科研修1 令和8年9月9日（水）	講義「評価から考える授業改善」 研究協議「教科指導について（指導案検討）」 ※事前に指導案を提出。詳細は後記6(2)を参照すること。	総合教育センター
3	教科研修2（いずれか1日を受講） 令和8年11月17日（火） 令和8年12月1日（火）	模擬授業「模擬授業・研究協議」 ※事前に指導案を提出。詳細は後記6(2)を参照すること。	総合教育センター

(2) 所属校研修（1日）

計 画	校長が研修計画を作成し、実施する。
実施期間	令和8年4月～令和9年1月（日数：1日）
内 容	教科指導力の向上を目的とした所属校における授業実践、授業検討会
備 考	所属校研修は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任等の指導・助言の下、あらかじめ各学校の年間計画や月間計画に組み入れるなど、計画的に実施するような措置を講じる。 ※特別支援学校高等部においては、指導主事学校訪問時の授業とは別に計画・実施する。

5 その他

- (1) 本研修の受講に関する申込は、Plantから、指定された期日までに受講者が確実に行うこと。仙台市立学校は、仙台市教育委員会の指示により申込みを行うこと。
- (2) 総合教育センターが行う研修に関する情報については、各受講者がPlantを確認すること。
- (3) 欠席に関する留意事項
 - ① 県立学校の場合
やむを得ない理由で欠席する場合、教頭等は総合教育センター教職研修班（022-784-3558）に電話連絡を行い、その後、速やかに「欠席届」（「令和8年度宮城県教職員研修計画」を参照）を提出する。
 - ② 市立学校の場合
やむを得ない理由で欠席する場合、教頭等は市教育委員会に相談の上、総合教育センター教職研修班に電話連絡を行い、その後、速やかに「欠席届」を提出する。
- (4) 「延期願」（「令和8年度宮城県教職員研修計画」を参照）は、年度ごとに許可されるため、原則として年度始め4月の早い段階に提出する。前年度に引き続き延期する場合も、毎年4月に提出する。

